

昭和 6 2 年 3 月 2 5 日

答 申

1 審査会の結論

「昭和 6 0 年 8 月 1 7 日付で〇〇病院管理者から提出された同意による入院届」
(以下「同意入院届」という。)を、長野県公文書公開条例(以下「条例」という。)
に照らして、公開できないとした処分は妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

異議申立ての趣旨は、同意入院届を公開できないとした長野県知事の決定(昭和
6 1 年 1 2 月 3 日付)を取り消し、公開するとの決定を求める、というものであつ
て、その理由とするところは次のとおりである。

(省略)

3 実施機関の説明の要旨

実施機関(長野保健所)が公開できないとした理由は、(1)法令の定めるところ
により明らかに公開できない(条例第 6 条第 1 項第 1 号)、(2)個人に関する
情報で特定の個人が識別される(同項第 2 号)、及び(3)精神衛生行政に支障を
きたす(同項第 5 号)、というものであつて、これについての具体的説明は次のと
おりである。

(1) 法令の定めるところにより明らかに公開できない。

ア 精神衛生法第 5 0 条の 2 は、精神病院の管理者及びその職員に対し、職務
の執行に関して知り得た人の秘密を漏らすことを禁じている。

同意入院届には、精神病院管理者がその職務の執行に関して知り得た人の秘
密が記載されており、これを行政機関において公開することは同条の規定の意
義をなくすものである。

従って、同法の趣旨、目的からみて行政機関において公開することはできな
いものである。

イ 精神衛生法第 5 0 条の 2 の規定が本人等に対する守秘の義務を規定したも
のではないとしても、それは医師が治療上の判断から本人等に病名、症状等
を告知し得る場合もあるということであつて、このような告知があり得るこ

とをもって条例による公開が認められるものではない。なお、本件に係る事案については、主治医は、病名及び症状等を患者本人及びその近親者に告知することはかえって治療の妨げになると判断して、患者等に告知していない。

ウ また、ア及びイに記載した理由から、同意入院届により県の職員が知り得た他人の秘密は、地方公務員法第34条の職務上知り得た秘密に該当すると解されるので、公開できない。

(2) 個人に関する情報で特定の個人が識別される。

同意入院届には、特定の人々の氏名、住所、性別及び生年月日並びに病名及び症状の概要等が記載されている。また、個人に関する情報で特定の個人が識別される情報のうち、公開するとされている条例第6条第1項第2号ただし書のア、イ及びウのいずれにも該当しない。

(3) 精神衛生行政に支障をきたす。

一般的に、患者本人又は家族に病名及び症状等を告知するかどうかは、治療上の支障等を考慮して主治医が判断すべき事柄である。同意入院届には病名、症状の概要等が記載されているので、これを行政機関が公開することは患者の治療に支障をきたすおそれがある。

また、行政機関によって公開されるということになれば、上記のような事態を避けようとして、精神病院管理者は同意入院届に真実を記載しなくなるおそれがある。同意入院届に真実が記載されなくなれば、同意入院の届出制度そのものが実質的な意義を失ってしまう。

4 公文書公開審査会の判断理由

当審査会は、審査に当たっては、実施機関及び異議申立人双方の主張が十分に尽くされるように配慮し、異議申立人には口頭意見陳述の機会を与えたが、陳述の申し出がなかったため、特に質問状を送付し、反論・意見を得るなどして公正な審査を行うように努めた。

本案件は、単に現行条例の公文書公開制度のみにとどまらず、その条例制定時に将来の検討課題とされたプライバシー保護の問題や、改正作業が進められている精神衛生法上の問題とも関連するので、そのような側面についても論議を重ねた。

しかも、売名等の効果をねらったのプライバシー放棄とは異なって、他人に知られたくない自己(家族)情報の最たるものであろうと思われる精神病院への入院の記録について、それを秘密としておく利益を放棄してでも公開を求めようとする異

議申立人の心情は、これを真剣に受け止めて検討すべきものであると考えられたところである。

こうした審査の結果、当審査会は双方の主張のうちから個々の論点ごとに以下の順序で判断し、冒頭 1 に掲げるとおりの結論に達した。

(1) 「個人に関する情報で特定の個人が識別される」について

同意入院届には、異議申立人の子息の氏名、住所及び生年月日並びに病名及び症状の概要等の個人情報に記載されていることが確認できたので、まず、条例第 6 条第 1 項第 2 号に即して判断する。

条例の規定によれば、個人が識別される情報については、同号ただし書のア、イ及びウに該当する場合にのみ公開するとされている。

そこで、以下に、同意入院届がこれらに該当するかどうかを検討する。

まず、「ア 法令の規定により何人も閲覧できるとされている情報」に該当するかであるが、同意入院届について何人も閲覧できるとしている法令は見当たらない。

次に「イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報」に該当するかであるが、同意入院届は公表を目的とするものではない。逆に、同意入院届に記載されている内容は精神衛生法第 50 条の 2 の規定からも明らかなように公表してはならないものである。

最後に、「ウ 法令の規定による許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報で、公益上公開することが必要と認められるもの」に該当するかであるが、「公益」性とは、広く社会一般の利益をいうとされているものの、その厳密な定義は現状では困難であり、個別案件ごとに判断されなければならないと考えられる。そこで、本件に即して検討するに、異議申立人は、誤った診断により患者とされた者の人権が救済され、不法医師の摘発に役立つのであるから、公益上公開する必要がある、と主張しているが、入院時の手続きやその後の病院側の対応について異議申立人の主張するところ及び長野保健所等から聴取したところを総合判断した限りでは、そのような状況があったという心証は得られなかった。

本件の場合、結局、異議申立人側と病院側との間で解決が図られるべきすじあいの事柄であって、同意入院届を公開すべき公益上の必要性があるとは認められないものである。

なお、条例第 6 条第 1 項第 2 号は、プライバシーの保護について配慮したものであり、同号ただし書のア、イ及びウに該当する場合を除き、個人が識別される公文書は、誰にとっても明白にプライバシー情報と思われるものはもとより、プライバシー情報であるかどうか不明確なものをも含めて非公開とする方が、むし

るプライバシーを最大限に保護することになるとの考えに立っているものと解される。他方、異議申立人が主張するように、子息本人及び保護義務者が同意入院届を見ることにはプライバシー侵害の問題は起きない、本人の情報は本人にこそ開示されるべきである、ということは、もっともな主張であり、感情的には理解できるところであるが、本人の個人情報を本人へ開示する制度がない以上、立法論としては格別、異議申立人の主張を認めることはできないものである。

ちなみに、本人への開示制度を有している他の地方公共団体の例をみても、治療上の支障等を理由として症状等の診断情報は本人に対しても開示しないこととされている。

さらに、異議申立人は、公表してもかまわない等と主張しているが、条例は公開するか否かの決定を、本人の意思にかかわらず、条例に定められた要件により判断することとしている。むしろ、一般に各個人のプライバシーとして保護されるべきものについては、そもそも、それが人間の尊厳のために必要欠くべからざるものであり、その保障によってはじめて人間が人間らしく生活することが可能になるものである、という理解を前提としており、プライバシーの自己放棄は認めていないものと解される場所である。従って、異議申立人が上記のように主張していても、それによって公開し得るものへ転換できると判断することはできないところである。

以上により、実施機関が、個人に関する情報で特定の個人が識別されるものであって、例外として公開するとされているいずれの場合にも該当しない、とした判断は妥当である。

(2) 「法令の定めるところにより明らかに公開できない」について

実施機関が、精神衛生法第50条の2及び地方公務員法第34条の規定により明らかに公開することはできないとした判断は、補足としての理由付けではあるが、妥当と考える。

異議申立人は、精神衛生法第50条の2は患者のプライバシーを保護することを目的とするものであり、患者本人等へはすべて知らされるべきであると主張している。確かに、患者本人等への告知は患者と医師との間の診療行為の一環として行われるものであり、患者と医師との望ましい関係からいえば、相互の信頼関係に基づき病名及び症状等の説明が医師から適切になされることが期待されるものである。しかし、例えば「ガン」の告知等の議論にみられるように、現在の社会通念に具体的に照らしても、医師は常にすべてのことを患者に告げなければならない、とするには至っていないと判断される場所である。

(3) 「精神衛生行政に支障をきたす」について

実施機関が患者の治療上の支障及び同意入院の届出制度の実質的な意義を失わしめる等から精神衛生行政に支障をきたす、とした判断は、これまた補足としての理由付けではあるが、妥当と考える。

異議申立人は、現在の精神衛生行政を放置することは県民のための行政とはいえない、と主張しているが、同意入院届を行政機関において公開とした場合、患者と医者との信頼関係に基づき行われるべき診療の場に第三者が勝手に介入することとなり、適切な治療を行えなくなることは明らかであると判断される。また、こうした支障を避けるため同意入院届に真実が記載されなくなれば、県として、同意入院の状況を的確に把握できなくなるため、精神衛生行政に著しい支障が生ずることは容易に予測できるところであり、結局は異議申立人の主張を認めることはできない。

なお、日本の精神医療制度については、以前から人権保護の手続き上いくつかの問題点が指摘されてきており、昭和60年には国際的機関からの改善勧告もあり、現在、精神衛生法の改正作業が進められているところである。当審査会としても、適切な法改正を期待するとともに、「指摘・勧告された問題点」については、現行制度下においても、適切かつ速やかな運用面での改善が図られるよう、関係機関に一層の工夫・努力を要望しておきたい。

(4) 審査会の任務及びその限界について

当審査会は、諮問に応じて、公文書公開に係る実施機関の処分が適切であったかどうかについて審査し、その審査結果を実施機関に答申することを任務とするものである。

従って、本件の背景にあるような、同意入院の適否あるいは診断の適否についてまで審査することはできないものである。一般的に、こうした適否の判断については、医療機関を相手とする司法的救済手段を選択する途も考えられ、その手続きの過程で証拠として本件公文書の提出を求めることも可能であろう。

最後に、実施機関において本不服申立てに対する決定をするに当たっては、行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟の提起ができることについて異議申立人に教示するよう、当審査会として要請するものである。

5 審査経過

昭和61年12月13日 諮問

昭和61年12月26日 諮問案件の説明

実施機関の職員から説明を聴取

昭和62年 1月24日 異議申立人からの意見聴取を予定したが
陳述申し出なし

審 議

昭和62年 2月21日 異議申立人からの返答書により審議

昭和62年 3月17日 審 議・議 決